

別記

第1号様式（第5条関係）

# 【非課税世帯用記入例】

令和2年7月17日

鹿児島県教育委員会 殿

## 奨学のための給付金受給申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、鹿児島県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は鹿児島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではありません。  
※ 児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等には、里親委託費を受給している世帯に扶養されている高校生等を含みます。
- 給付金の支給を行うために鹿児島県教育委員会が必要があると認める場合、基準日における世帯の状況について、各市町村及びその他関係機関に確認することを同意します。

令和2年度における奨学のための

課税証明書に記載された住所と異なる場合、住所確認のため、住民票を添付してください。

申請区分	※全学年選択可 <input checked="" type="checkbox"/> 年額支給 <input type="checkbox"/> 4月から12月まで月額支給 <input type="checkbox"/> 7月から翌年3月相当額支給
申請者住所 (基準日現在)	〒 890 - 1111 鹿児島市城山町1-1
連絡先(電話番号)	090 - 1234 - 5678
高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 本人 ・ その他 ( )

### 【1 対象となる高校生等について】

ふりがな	やまだ いちろう		生年月日	平成 13 年 8 月 9 日 (満 18 歳)
氏名	山田 一郎			
在学する学校	学校の名称	鹿児島県立 □ □ 高等学校専攻科		
	国公立の区分	<input type="checkbox"/> 国立 <input checked="" type="checkbox"/> 公立	学校の種類・課程・学科	<input type="checkbox"/> 高等学校 ( <input type="checkbox"/> 全日制 ・ <input type="checkbox"/> 定時制 ・ <input type="checkbox"/> 通信制 ) <input type="checkbox"/> 中等教育学校 (後期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 (第1～3学年) <input type="checkbox"/> 専修学校, 各種学校 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 高等学校等専攻科
	学校の所在地	鹿児島 都道府県 ( ) 鹿児島 市区町村 ( )	鴨池新町10-1	
	学年	第 1 学年	在学期間	令和2年 4 月 1 日 ~ 在学中
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	

### 【2 保護者等の収入の状況等について】 (県内高校1年生のみ両方にチェックしてください。2年生以上、高専、専攻科、県外公立高校は課税証明書等のみに提出してください。)

(1) 生活保護法第36条の規定に基づき、生活保護費を受給している場合は、生活保護費受給証明書等提出します。

生業扶助 (高等学校等就学支援金を受給していることが分かる証明書)

(2) 次の者の (  個人番号カードの写し等,  課税証明書等 ) を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親類
②	<input type="checkbox"/>	その他

①個人番号カードの写し等は、高等学校等就学支援金の申請の際に提出いただいているため、添付は不要です  
 ②課税証明書等は保護者等全員の証明が必要です。(保護者が両親の場合、父・母のどちらの証明書も必要です！)  
 ただし、鹿児島県内の国公立高等学校に在学する場合、高等学校等就学支援金の申請の際に保護者等の課税証明書等を添付していただいた場合は、既に提出していただいた課税証明書等を学校で複写して提出するため、添付は不要です。添付を省略した保護者等の分は、課税証明書原本を提出してください。

③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 ( ) 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

(4) 個人番号カードの写し等を提出した者の令和2年1月1日現在の住所 ※課税証明書等を提出する場合は記載不要。

生徒との続柄	令和2年1月1日現在の住所
父	鹿児島 都道府県 奄美 市区町村

生徒との続柄	令和2年1月1日現在の住所
母	鹿児島 都道府県 鹿児島 市区町村

【3 世帯員の状況について】〔※生活保護受給世帯の場合は記入不要です。〕

続柄	氏名	生年月日 (年齢) ※年齢は基準日現在の満年齢を記入	職業又は就学状況	申請区分
父	山田 次郎	昭和48年9月7日 (満46歳)	会社員	<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
母	山田 洋子	昭和50年1月5日 (満45歳)	主婦	<input type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
兄	山田 一郎	平成13年8月9日 (満18歳)	<input type="checkbox"/> 高校専攻科 1年生	<input checked="" type="checkbox"/> 第1子 <input type="checkbox"/> 第2子以降
本人	山田 優	平成16年6月2日 (満16歳)	〇〇高校 1年生	<input type="checkbox"/> 第1子 <input checked="" type="checkbox"/> 第2子以降

保護者等に扶養されている15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の子(平成9年7月3日～平成17年7月2日に生まれた者(7月1日以外の基準日の方はそれぞれの基準月に置き換えてください))について、チェックしてください。  
確認のため健康保険証の写しなどを添付すること。  
〔添付資料1 (健康保険証) を参考にしてください。〕

《注意事項》下記の場合は、扶養誓約書及び住民票を添付してください。  
・健康保険証が国民健康保険証の場合

※ 申請者及び世帯員が生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。  
※ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹 (記入例) 及び世帯員が生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。  
※ 「続柄」欄 (記入例) 及び世帯員が生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。  
※ 「申請区分」欄 (記入例) 及び世帯員が生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。

※2の(2)及び(3)に該当する場合(専攻科の生徒に係る申請を除く)は、下記内容を確認の上、署名押印してください。

私の世帯は、7月1日(基準日)現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。

4月1日, 7月1日, 11月1日のいずれかを記入する。

申請者氏名	山田 次郎	山田
-------	-------	----

【4 奨学のための給付金支給状況について】

これまで受給した全ての奨学のための給付金について記入してください。

回数	受給年度	左記の受給時に高校生等が在学していた高等学校等	備考
1回目	年度		
2回目			
3回目			
4回目	年度		
5回目			

**高校2, 3年生等で、過去、奨学のための給付金を受給している場合はこの欄に記入してください。**

※ (1) 高校生等につき、在学中に通算して3回(定時制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は年1回、通算2回(修業年限が2年の場合は1回))を上限として支給します。  
ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者については、この回数に加えて1回(定時・通信制は最大で2回)を追加支給することができます。  
前倒し支給(前年度)については、4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額の支給を合わせて1回とします。

【5 支給方法について】

支給方法	<input checked="" type="checkbox"/>	口座振込みにより支給してください。 (※ 口座振込申出書(別紙)及び通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。)
	<input type="checkbox"/>	現金により支給してください。 (※ 鹿児島県立高等学校に在学する高校生等の保護者等であって、別途指定する日時及び場所に受け取りに来られる場合のみ選択してください。)